

東大阪市新水道庁舎整備事業 要求水準書（案）（令和6年6月17日修正版）に関する質問及び意見への回答

- ・東大阪市新水道庁舎整備事業 要求水準書（案）修正版について、令和6年6月24日までに寄せられた質問及び意見に対する回答を公表します。
- ・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については一部修正しています。
- ・質問及び意見への回答は、現時点での市の考え方を示したものです。要求水準書（案）の内容の見直しや詳細化等を行う場合があり、最終的には、入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和6年7月8日
東 大 阪 市

(様式1-4)

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	1	2	(5)				光熱水費の負担	水道引込による加入金は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	23	2	1	(3)	⑤		(h)	応急給水栓	給水車用応急給水栓への給水は、受水槽を経由せず、水道本管から直結で給水するものと考えてよろしいでしょうか。 その場合、水道メーターは受水槽引込用のメーターとは別に設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	25	2	1	(5)			1)	(5)構造計画の考え方	「基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。」と記載があるが、改定後の基準等に準拠する場合は、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりです。事象に応じ、協議により決定するものとします。
4	25	2	1	(5)	①			耐震安全性	単独建屋となる倉庫の耐震安全性の分類は官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準のⅢ類とするとありますが、Ⅲ類と言えども、架構の偏心率や大地震時の層間変形角(大地震時の応答変位)の規定が、建築基準法に比べてより厳しくなることから、倉庫正面に開口部を多く確保することが難しく、倉庫としての機能性を確保することが困難となります。官庁施設のⅢ類と同程度の耐震安全性を確保するものとして、建築基準法を満足させれば、要求水準の主旨に適合すると考えて良いでしょうか。	倉庫等についても官庁施設の基準を適用するものとします。 そのため、単独建屋で防災倉庫等を含まない限りⅢ類以上を可とします。 それ以外の場合は、Ⅱ類以上としてください。なお、倉庫等は、単独建屋とすることが必須条件ではなく、単独もしくは水道庁舎と一体の建物として提案されることも可能です。
5	25	2	1	(5)	①			耐震安全性	仮に、非常用発電機などの非常用設備や受電設備を、独立した架構の上に設置した場合、架構の耐震安全性の分類はⅡ類とする必要があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6	26	2	1	(5)	④	2)	④構造計画	<p>「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、大地震動に対して耐震安全性の目標(補修及び機能確保の程度)が設定されており、その目標を達成するための条件として、重要度係数の考慮及び大地震動時の変形制限が規定されています。しかしながら、震度7相当の大地震動に対する検討については、当該基準及び適用基準には記載がなく、要求水準書(案)においても具体的な検討方法が記載されておりません。従って、どのように検討すれば耐震安全性の目標を達成することができるかは、各事業者及び市で考え方が異なる可能性があるため、公平性を損ない、事業者選定後に建設コストの増大を招く恐れもあります。以上より、下記の両方もしくはいずれかの対応をとっていただくことは可能でしょうか。</p> <p>①震度7を想定した大地震動に対する検討方法を具体的に要求水準書に記載する。(外力及び重要度係数、大地震動の変形制限の設定等)</p> <p>②震度7を想定した大地震動に対する検討方法については、事業者選定後の協議事項とし、協議により変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p>	<p>①の震度7を想定した構造計画の追加検証については、各事業者の知見による提案を期待します。例として、重要度係数を上げる、主要諸室の構造部材の安全性を高める、動的解析を行うなど、各事業者の判断において創意工夫ある提案を期待し、事業者選定の際にその妥当性を判断します。</p> <p>②のご提案の対応をとることは考えておりません。</p>
7	26	2	1	(5)	④		④構造計画	震度7相当の大地震動に対する追加検証について、基礎構造は適用しないものと考えてよろしいでしょうか。	大地震動の影響は建物と基礎では異なりますが、基礎構造についても追加検証を適用するものとします。
8	26	2	1	(5)	④		④構造計画	震度7相当の大地震動に対する追加検証は、水道庁舎及び防災倉庫を含む倉庫に適用すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	26	2	1	(5)	④		④構造計画	<p>「平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等を鑑みたく、震度7相当の大地震動発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用出来ることを目標とし、主たる執務室(機器類の設置空間を含む)において、人命の安全確保に加えて十分な機能(執務の継続)確保が図られているものとし、…」と記載がある一方、①施設の建築構造体の耐震安全性の分類ではⅡ類以上となっており、本施設の最低限満足する必要がある耐震安全性の目標が整合していないと考えられます。「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震安全性の分類・目標と震度7相当の大地震動の追加検証との関連性を含めて、満足する必要がある耐震安全性の分類・目標についてご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>本施設の最低限満足する必要がある耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震安全性Ⅱ類です。その上で建物の一部に損傷が生じたとしても、主たる執務室(機器類の設置空間を含む)の機能が業務継続に耐えられるようにする計画とすることが構造計画の要求水準です。追加検証については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」によらず、事業者の創意工夫ある提案を期待しており、提案評価の際にその妥当性を判断します。</p> <p>なお、構造計画については、「構造計画の追加検証(追加の構造計算や検証及びその検証結果を踏まえた対策)」と「耐震安全性の目標」の2つの審査項目を設ける想定です。</p> <p>「構造計画の追加検証(追加の構造計算や検証及びその検証結果を踏まえた対策)」の審査のポイントは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震に対する耐震安全性確保をより確実にするために、追加検証(追加の構造計算や検証及びその検証結果を踏まえた対策)に関して、具体的な方法が提案されているか。 「耐震安全性の目標」の審査のポイントは以下のとおりです。 ・国土交通省「耐震安全性の目標」について、目標値を上げる提案がされているか。上記の2項目に対して、それぞれ具体的な提案を期待します。
10	34	2	2	(3)	⑤	ア (d)	昇降機設備	先の質疑回答で来庁者用と荷物搬出入用のEVの兼用も可能とありますが、EVを兼用とする場合、「縦動線は相互干渉しない」という条件は、搬出入に利用する時間帯の工夫などの運用による対応としてよろしいでしょうか。	「縦動線は相互干渉しない」という条件は、一般乗用と荷物搬出入用を別々に設置する場合に限ります。方法は事業者の提案によるものとします。

11	40	2	2	(3)			共用書庫	「手動式の移動棚を設置すること。」「図書等の保管棚を設置すること」と記載がありますが、資料8什器・備品リストに記載がありません。これらの什器は本工事に含まれますでしょうか。含む場合、仕様については事業者の提案によるかと考えてよろしいでしょうか。	本工事に含まれます。仕様については、要求水準書の内容を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとします。
12	40	2	2	(3)			共用書庫	「給水膳本庫・受水槽台帳庫と併せて配置すること」と記載がありますが、室としては別室を要求するが隣設した行き来できる配置と捉えてよろしいでしょうか。	室として別室とするかは事業者提案によるものとし、必要スペースが確保されていれば、同室としても構いません。
13	40	2	2	(3)			共用書庫	「書類を開き、調べるスペースを確保すること」と記載があります。スペースの確保のみで什器・備品は本工事に含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	49	2	2	(3)			給湯室	1階の給湯室について、エントランスホールに面して配置とありますが、営業業務委託スペースとエントランスホールの間には自動扉を設ける条件になっています。1階は主に委託事業者が利用することを考慮し、営業業務委託スペース内の待合スペースから利用する計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、事業者の提案によるものとします。また、セキュリティレベルを考慮して計画してください。
15	49	2	2	(3)			給湯室	上記の計画が不可の場合、エントランスホール側の出入口に加え営業業務委託待合スペース側にセキュリティ管理の扉を設け、待合スペース側から直接利用可能とする計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No14を参照してください。
16	49	2	2	(3)			リフレッシュコーナー	執務室に「面して」配置するとありますが、リフレッシュスペースの採光面など環境も考慮して、近接した寄り付きやすい位置とすると捉えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
17	49	2	2	(3)			リフレッシュコーナー	指定された設備を保有する最小限のリフレッシュスペースを執務室に面して設け、それ以外に給排水のない自動販売機やポット給湯できる「リフレッシュコーナー」を連携させるなど運用面の工夫を想定した提案は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
18	51	2	2	(4)	④	(a)	応急給水栓	「ステンレス製給水車用給水栓(給水塔)を設置すること」とありますが、給水塔上部はステンレス製、下部(胴体部分)を鋳鉄製とすることは可能でしょうか。機能、耐久性はオールステンレス製と同等でコスト削減が可能です。	事業者の提案によるものとします。
19	59	3	3	(2)			工事施工計画	本事業敷地の周囲には現状で鋼板の仮囲いが設置されていますが、そのまま活用することは可能でしょうか。	活用可能ですが、活用用途等により本市が判断するものとします。
20	59	3	3	(2)			工事施工計画	先の質疑回答で本事業敷地の南側の市有地は事業計画が未定とありましたが、本事業の工事スペースとして利用することは可能でしょうか。	不可です。
21	80	6	6	(3)		(c)	ゴミ集積スペース	「職員が各フロア共用部のゴミ集積スペースまで運び出す」とありますが、給湯室のゴミ集積スペースのことでしょうか、あるいは別途ゴミ集積スペースを計画する必要がありますでしょうか。	給湯室に確保する昼食後のゴミ集積スペース以外のものは事業者提案によるものとします。
22							資料8	営業業務委託スペースには什器・備品としてローカウンターに記載がありますが、執務室①、執務室②は要求水準にカウンターの記載がありません、カウンターは不要と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23							資料8	執務室①、執務室②にカウンターが必要な場合、カウンターの仕様、延長などの情報をご教示ください。	要求水準書に関する質問回答No22を参照してください。
24							資料8	執務室①、執務室②にカウンターが不要な場合、執務室は壁で区画し、来庁者との打合せは原則ホールに設ける打合せスペースで行うと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No22を参照してください。

25							資料8	執務室②に協議用机12台と記載がありますが、用途としては「(3)諸室ごとの用件」に記載の6人程度の職員同士の打合せ、簡単な作業という理解でよろしいでしょうか。	「資料8什器・備品等リスト」の通り、執務室②の協議用机は13台となります。用途についてはお見込みのとおりです。
26							資料10	先の質疑回答で災害対策本部のセキュリティレベルを「3a」とするとあります。隣接する第1、第2会議室も「3a」に変更されると考えてよろしいでしょうか。	災害対策本部と行き来するため、第1、第2会議室も「3a」に変更します。資料7を修正します。
27							資料10	営業業務委託スペースは待合スペースと執務スペースに分かれており境界は窓口カウンターとなっています。開庁時はカウンターから内側がLv.3bエリアとし執務スペースへの出入口は常時施錠、カウンター部分はカウンターによる通行障害による区画形成と職員等の自然監視とする、閉庁時は待合スペースも含め営業業務委託スペース全体をLv.3bエリアとし、エントランスホールと待合スペースの出入口を施錠区画という考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(様式1-5)

要求水準書(案) 意見記入欄

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	意見内容	回答
1	25	2	1	(5)	①			耐震安全性	<p>単独建屋の倉庫の耐震安全性の分類は官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準のⅢ類とするとありますが、架構の偏心率や層間変形角の制約が厳しく、倉庫正面に開口部を多く確保することが困難で、建物用途を考えると過剰設計となる可能性が高いです。単独建屋の倉庫の耐震性能については建築基準法を満足することとして頂きたい。</p>	<p>倉庫等についても官庁施設の基準を適用するものとします。そのため、単独建屋で防災倉庫等を含まない限りⅢ類以上を可とします。それ以外の場合は、Ⅱ類以上としてください。なお、倉庫等は、単独建屋とすることが必須条件ではなく、単独もしくは水道庁舎と一体の建物として提案されることも可能です。</p>
2	25	2	1	(5)	①			耐震安全性	<p>単独設置の倉庫は施設用途を考慮し、耐震性能は建築基準法を満足すればよいこととし、プレハブ建築も採用可能な条件として頂きたい。</p>	<p>倉庫等についても官庁施設の基準を適用するものとします。上記のとおり基準を満たす場合は、プレハブ建築も採用可能とします。なお、倉庫等は、単独建屋とすることが必須条件ではなく、単独もしくは水道庁舎と一体の建物として提案されることも可能です。</p>